

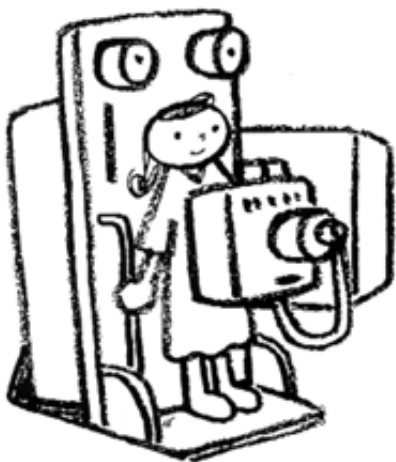
国民健康保険

人間ドックの費用を助成します

市では、国民健康保険の加入者が人間ドックを利用した場合に、費用の一部を助成しています。

また、脳ドックも受けられますので、みなさんの健康管理に役立ててください。

- 対象「次のすべてに該当する人」
- 1年以上継続して成田市国民健康保険に加入している35歳以上の（老人保健の対象者除く）
- 前回、人間ドックを受けてから1年以上経過している人（ただし、脳ドックは2年以上）
- 国民健康保険税を完納している世帯の人



利用方法「指定医療機関に予約をした後に、保険証と印かんを持って、保険年金課で申請手続きをしてくださいます。後日承認書を送りますので、これを持って人間ドックを受けてください。

指定検査医療機関「成田赤十字病院（☎22・2311）、藤倉病院（☎22・1158）、藤立病院（☎22・1151）、千葉脳神経外科病院（☎043・2501228）

助成率「人間ドックの場合は受検費用の60%、脳ドックの場合

は一律2万円

検査の種類や費用、項目などは指定医療機関、コースにより異なります。ご利用の際は、各医療機関または保険年金課（☎20 1526）へお問い合わせください。

千葉県屋外広告物条例

広告物の設置には許可が必要です

県では、美観風致の維持と住民に対する危害を防止するため、「千葉県屋外広告物条例」を設けて規制を行っています。屋外広告物には、広告塔・広告板・垂れ幕・車体広告、電光ニュース、アドバリン、のぼり、アーチなどがあ

ります。市では、この条例の一部を県から事務委任を受け、許可などの事務を行っています。

良好な景観づくりのために、次の点をもう一度チェックしてみてください。

- 既に設置しているみなさんへ
- 条例の基準（大きさ、色彩など）に適合していますか
- 市の許可を受けていますか（一

部許可が不要なものもありません）

- 腐食、退色などがないようメンテナンスしていますか
- 道路など広告物を掲出できない場所に設置していませんか
- これから設置するみなさんへ
- 依頼する業者は、県に広告業の届け出を済ませている業者ですか
- 条例のほか、関係法令（建築基準法など）に適合していますか
- 周囲の景観などを考慮していますか

くわしくは公園緑地課（☎20 1562）へ。

老人保健制度

上手な受診で

医療費を大切に

老人医療費の財源は、各医療保険の加入者が納めている保険料（税）と、国・県・市からの補助金や負担金から成り立っています。多くの人たちの協力で賄われている制度です。

平成12年度の老人医療費は、約44億円です。これを一人当たりによる

と56万2,518円になります。

大切な医療費を有効利用するため、次のようなことを心掛けましょう。

- かかりつけ医をもとう
- 治療より予防に努めよう
- 栄養・運動・休養の健康3原則を守ろう
- 健康診断は積極的に受けよう
- 医療費に関心を持ち、健康保持の工夫をしよう
- 老人保健制度を上手に利用して、健やかな毎日を過ごしましょう。

くわしくは保険年金課（☎20 1526）へ。

今月の納税

国民健康保険税(3期分)
介護保険料(3期分)

納期…9月16日(日)～10月1日(月)
国民健康保険税・介護保険料は必ず納期内に納めましょう。くわしくは保険年金課(☎20 1526)へ。

相談日

市民相談所(☎20-1507)

市民(行政)相談

月～金曜日 8時30分～5時

市民生活相談(家事・民事)

月・木曜日 9時～4時

法律相談(予約制)水曜日 1時～4時

(裁判所で係争中の事件は除く)

人権・行政合同相談

20日(木) 10時～3時

不動産相談 18日(火) 10時～正午

税務相談 18日(火) 10時～3時

外国人相談

27日(木) 1時～4時

(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)

商工観光課(電話は各相談場所へ)

女性就業相談 水・金曜日 10時～4時

(☎22-1111・内線2724市役所2階相談室)

高齢者職業相談 月～金曜日 9時～4時

(☎22-1111・内線2725市役所2階相談室)

住宅相談 10月11日(木) 10時～正午

(☎22-2101・成田商工会議所)

パートサテライト(☎22-8281)

パートタイマー職業相談

月～金曜日 9時～4時

消費生活センター(☎23-1161)

消費生活相談 月～金曜日 10時～4時

保険年金課(☎20-1526)

年金相談 水曜日 10時～3時

市民生活課(☎20-1527)

交通事故相談 10月2日(火) 10時～3時

社会福祉協議会(☎20-1574)

心配ごと相談 木曜日 10時～3時

酒害相談 20日(木) 9時～正午

児童家庭課(☎20-1538)

家庭児童相談 月～金曜日 9時～4時

厚生課(☎20-1536)

戦没者遺族相談 25日(火) 10時～3時

教育指導課(☎20-1582)

就学相談(予約制)月・火・木曜日 9時～5時

教育相談室(☎28-3234)

(ニュータウンセンタービル6階)

教育相談 月～金曜日 10時～5時

(不登校相談も)

市民憲章制定30周年記念事業



沼の権利をめぐり、長沼村と周辺の村で対立した長沼事件を解決した福沢諭吉(長沼区所蔵の肖像画)

「成田ゆかりの人物展」

を開催

市民憲章は昭和46年11月に制定され、以来市民のみならずと共に歩み、30周年を迎えます。市では、これを記念して「成田ゆかりの人物展」を開催します。

成田に生まれ育ち活躍した人、成田から巣立ち広く社会に

尽くした人、また、成田に来て教育・文化・社会などの発展に貢献した人が大勢います。そうした先人たちの業績や生き方の中には、市民憲章の精神に通ずるものが多く含まれているのではないのでしょうか。

成田ゆかりの人物展実行委員会にて、選考した33人について、関連写真や資料もあわせて展示します。

紹介する人物「浅井礼三、アップ・ジョンズ、飯田栄

- 次郎、石川照勤、七代目市川團十郎、伊藤音次郎、今沢慈海、圓城寺次郎、大原幽学、小川武平、小野忠明、海保三吉、柏原文太郎、神山魚貫、木内惣五郎、木村正辞、鈴木雅之、鈴木三重吉、竹尾式、田中照心、土肥力泉、中山義秀、新山莊輔、一言尊徳、福沢諭吉、牧野佐二朗、松本良山、三池照鳳、水野葉舟、三橋金太郎、三橋鷹女、三好照嘉、諸岡長蔵
- (50音順)
- 会場「成田山新勝寺大本堂第二



講堂(左図のとおり) 期間「10月5日(金)～28日(日)」 時間「午前9時～午後4時」 入場料「無料」

くわしくは成田ゆかりの人物展実行委員会事務局(総務課・☎20 1510)へ。

伸び過ぎた枝は せん定を

樹木の管理

車道や歩道に伸びた枝は、車の運転や歩行者の妨げとなり、思わぬ事故を引き起こす場合があります。

伸び過ぎた枝は、せん定を行うなど、樹木の所有者は管理に十分注意をしてください。

くわしくは道路維持課(☎20 1551)へ。

